

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年7月3日(2023.7.3)

【公開番号】特開2023-56024(P2023-56024A)

【公開日】令和5年4月18日(2023.4.18)

【年通号数】公開公報(特許)2023-072

【出願番号】特願2023-23032(P2023-23032)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 5 D

A 6 3 F 5/04 6 0 5 C

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月23日(2023.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スタートスイッチと、

リールと、

ストップスイッチと、

情報を表示可能な情報表示手段と、

内部抽せん手段と

を備え、

内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技では、ストップスイッチが所定停止操作態様で停止操作された場合に遊技者にとって有利となる図柄組合せを停止表示可能であり、

内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技では、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示可能であり、

停止操作情報として、第1停止操作に関する情報である第1停止操作情報と第2停止操作に関する情報である第2停止操作情報と第3停止操作に関する情報である第3停止操作情報を表示可能であり、

前記第1停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しており、

前記第2停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しており、

前記第3停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しており、

成功態様は、ストップスイッチが操作されたことに基づいて表示され得る表示態様であり、

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、情報表示

40

50

手段に前記第1停止操作情報が成功態様で再表示可能であり、情報表示手段に前記第2停止操作情報が再表示可能であり、

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応していないストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が非表示となっている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、情報表示手段に前記第1停止操作情報が再表示されず、

スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報が表示されているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが停止操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されているときに、第2停止操作として前記第3停止操作情報に對応したストップスイッチが停止操作され、前記第2停止操作情報が非表示になっている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、少なくとも、情報表示手段に前記第1停止操作情報と前記第2停止操作情報が再表示されない

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、スタートスイッチと、リールと、ストップスイッチと、情報を表示可能な情報表示手段と、内部抽せん手段とを備え、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技では、ストップスイッチが所定停止操作態様で停止操作された場合に遊技者にとって有利となる図柄組合せを停止表示可能であり、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技では、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示可能であり、停止操作情報として、第1停止操作に関する情報である第1停止操作情報と第2停止操作に関する情報である第2停止操作情報と第3停止操作に関する情報である第3停止操作情報を表示可能であり、前記第1停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しており、前記第2停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しており、前記第3停止操作情報の表示態様として、通常態様と成功態様とを少なくとも有しており、成功態様は、ストップスイッチが操作されたことに基づいて表示され得る表示態様であり、スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示しているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、情報表示手段に前記第1停止操作情報が成功態様で再表示可能であり、情報表示手段に前記第2停止操作情報が再表示可能であり、スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示しているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応していないストップスイッチが操作され、前記第1停止操作情報が非表示となっている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、情報表示手段に前記第1停止操作情報が再表示されず、スタートスイッチが操作され、内部抽せん手段によって所定結果が決定された遊技であって、情報表示手段に前記所定停止操作態様に対応する停止操作情報を表示しているときに、第1停止操作として前記第1停止操作情報に対応したストップスイッチが停止操作され、前記第1停止操作情報が成功態様で表示されてから非表示になっており、且つ前記第2停止操作情報が表示されているときに、第2停止操作として前記第3停止操作情報に対応したストップスイッチ

10

20

30

40

50

が停止操作され、前記第2停止操作情報が非表示になっている状況にて、電源断が発生し、電源復帰した後は、少なくとも、情報表示手段に前記第1停止操作情報と前記第2停止操作情報が再表示されない態様である。

また、本態様に係る遊技機は、精算スイッチと、内部抽せん手段とを備え、投入口から投入された遊技媒体が通過する通路中に設けられ、遊技媒体を検知し得る検知手段A、及び検知手段B、（検知手段Bは、検知手段Aより下流側に位置する）を備え、ベット数及びクレジット数が「0」である所定の状況にて、投入口から遊技媒体が投入される場合において、当該遊技媒体に対する検知手段Aと検知手段Bの検知結果が所定条件を満たすと、ベット数に「1」を加算し得るよう構成されており、ベット数またはクレジット数の少なくとも一方が「1」以上である所定の状況にて、精算スイッチが新たにオンとなってから精算スイッチのオンが所定時間継続すると精算処理が実行され得るよう構成されており、ベット数及びクレジット数が「0」である所定の状況にて、精算スイッチが新たにオンとなってから前記所定時間が経過する前に、遊技媒体に対する検知手段Aと検知手段Bの検知結果が所定条件を満たしてベット数に「1」が加算され、その後、精算スイッチがオンとなったまま精算スイッチが新たにオンとなってから前記所定時間が経過した場合には、当該加算されたベット数に対する精算処理が実行され得るよう構成されていることを特徴とする態様であってもよい。

10

20

30

40

50